

# 文化芸術活動基盤強化基金

## 「文化施設による高付加価値化機能強化支援事業」 オンライン説明会

令和6年5月30日（木）14:00～15:00

- 【次第】
1. 挨拶、本事業の概要について
  2. 本事業の募集案内のポイントについて  
《休憩（5分）》
  3. 質疑応答

### 【注意事項】

- ・ 説明会の間は必ず**マイク・カメラともに《オフ》**にしてください。
- ・ 説明資料は画面共有します。資料は後日ホームページにアップします。

# クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業

令和5年度補正予算額

60億円



- 日本には1.2億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくい、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力を持つコンテンツ市場の衰退の危機。
- 我が国の文化芸術の海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦支援、育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が新たな価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務。

## 事業内容

次代を担うクリエイター・アーティスト等を育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。

### ◆ クリエイター・アーティスト等育成支援

- 2023年3月、岸田総理は、「広い意味での日本の誇るべきクリエイターへの支援を検討」することを表明。クリエイター等の挑戦を後押しするためには、**企画から制作、国内外での展開まで一貫通貫した支援が重要。**
- 新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、コンテンツ産業の競争力強化に資するため、新たなビジネス展開も視野に**クリエイター等を対象とした総合的な人材育成支援**を行う。

世界に誇る我が国のマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等をはじめとする次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・交渉・制作・発表・海外展開までの一体的な活動を、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・45億）

#### 【事業例】

- 国内外で活躍が期待される国際コンクール受賞者や、若手演奏家、実演家、脚本家、作曲・作詞家、プロデューサー等を起用し、世界的な活動実績を有する指導者等が若手を現場で育成しながら海外公演等の海外展開を行うプロジェクトを支援。国内外の主要な音楽祭や劇場等で活躍する人材を育成。
- 創作支援プログラムで育成した若手クリエイター等を対象に、海外での活躍実績等がある専門家等が、海外展開に向けたアドバイス、ノウハウの共有等のサポートを実施し、海外アートフェスティバル等へ出品・展示を支援。グローバルに活躍できる人材を育成。

### ◆ 文化施設による高付加価値化機能強化支援

- 博物館・美術館、劇場等の文化施設について、グローバルに通用するクリエイター・アーティスト等の育成の一環として、当該**クリエイター・アーティスト等の（国内における）活動の拠点かつ活動に対して新たな高い価値を付加する拠点としての機能を形成**することを推進する。
- また、こうしたクリエイター・アーティスト等が生み出す作品を含めて、**施設が持つ価値（コンテンツ）をデジタル・アーカイブ化等も行いつつ、世界に強力に発信し、価値を高めるとともに、そうした価値に受け手を惹きつけるための支援**を行う。

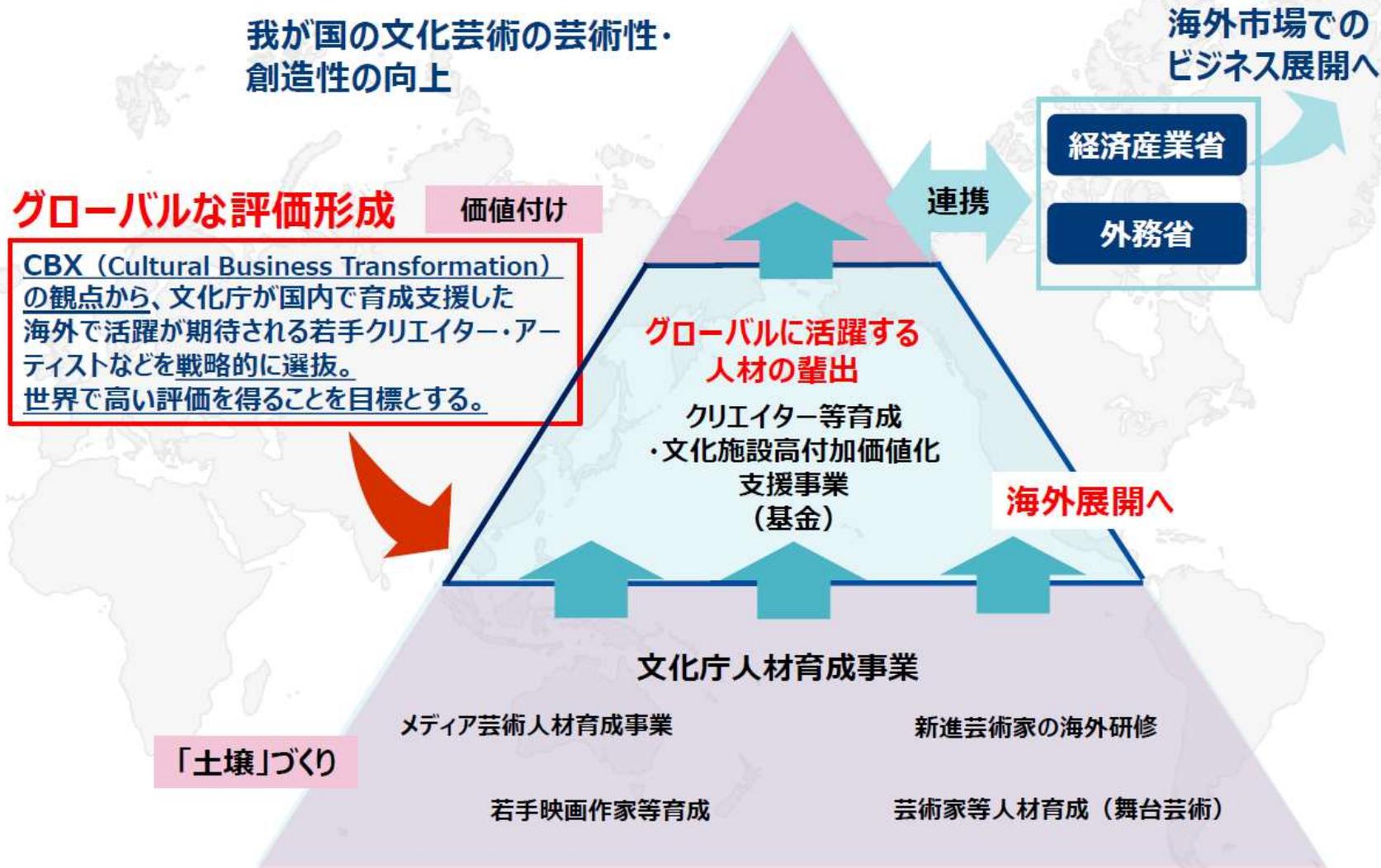
次代を担うクリエイター・アーティスト等の国内における活動・発信拠点となるべく文化施設における発信力の強化（デジタル・アーカイブ化含む）、新たな高い価値を文化芸術活動に付加する取組について、5年程度の活動目的の下で、3年程度弾力的かつ継続的に支援。（3年・15億）

#### 【事業例】

- クリエイター等の作品や関連資料等のデジタル・アーカイブ化
- デジタルコンテンツ活用やクリエイター等自身のパフォーマンス等による展覧会や公演含め施設の運営・機能強化
- デジタルコンテンツ活用型やクリエイター等自身のパフォーマンス等によるグローバルな発信等の支援

（担当：参事官（芸術文化担当）付、文化経済・国際課、企画調整課）

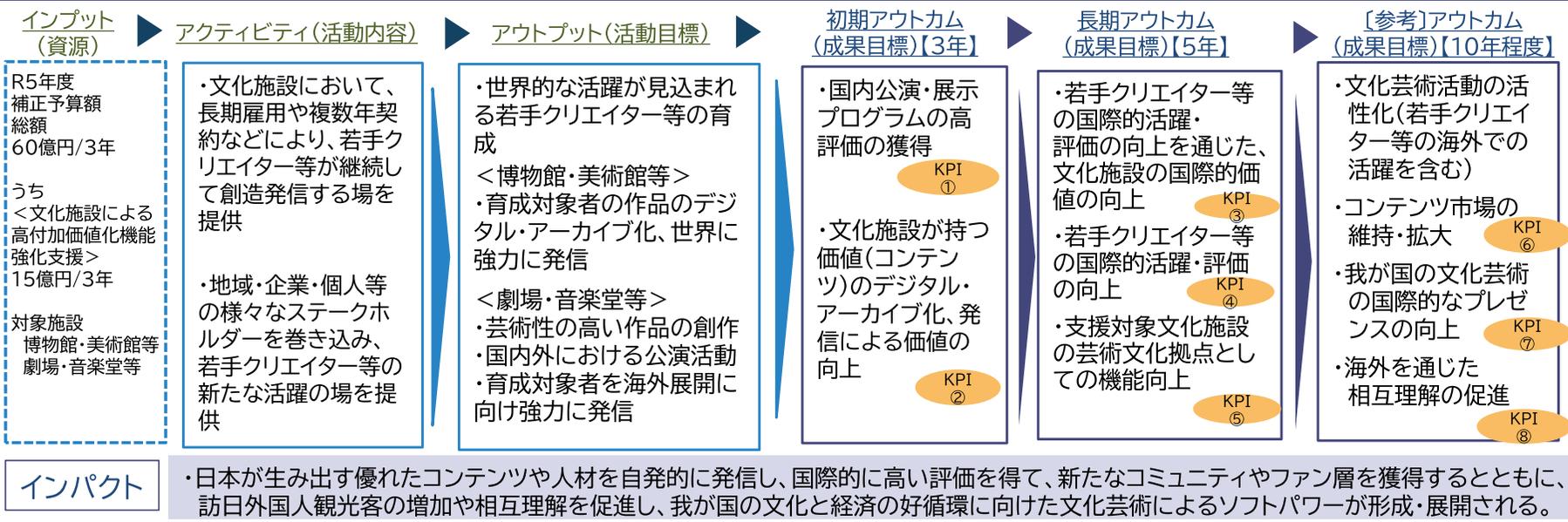
# 海外展開の戦略全体構想



クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業

「文化施設による高付加価値化機能強化支援」ロジックモデル (R5年度補正予算額:15億円)

<b>現状</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本には1.2億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくい、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力を持つコンテンツ市場の衰退の危機。</li> </ul>	<p>(現状・課題を示すデータ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界・日本のコンテンツ市場の規模(1ドル=109円)</li> <li>H30(2018): 世界 128.8兆円 日本 10.6兆円(8.25%)</li> <li>R5(2023): 世界 141.6兆円 日本 11.3兆円(7.98%)</li> </ul> <p>世界市場の拡大に伴い、日本市場が占める割合は減少傾向にある。 (経済産業省「コンテンツの世界市場・日本市場の概観」より)</p>
<b>課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の文化芸術の海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦支援、育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が新たな価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務。</li> </ul>	
<b>本事業の目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代を担うクリエイター・アーティストを育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。</li> </ul>	



主な測定指標と目標値

KPI ①	・若手クリエイター等を企画段階から登用・育成し、作品等の企画・制作・展示等を行った結果、国内外における専門誌・専門家・批評家等により高評価を得た施設数 (R8年13件)	KPI ③	・支援対象文化施設が国内外の賞の受賞・ノミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭等からの招へい・出品などの依頼を受けた件数 (R10年48件)	KPI ⑥	・[参考]世界のコンテンツ市場に占める日本の割合 (R5年7.98%→R15年までの平均値増)
KPI ②	・当初計画通りにデジタル作品を発信した施設数 (R8年4件)	KPI ④	・展示・公演の成功により、若手クリエイター等が新たにオファーを獲得し参加する国内外における新たなプロジェクトやコンテンツの数 (R10年64件)	KPI ⑦	・[参考]訪日外国人のうち、「舞台・音楽鑑賞」「美術館・博物館等」を目的とした人の割合 (R5 7-9月期2.8%、22.3% →R15年までの平均値増)
		KPI ⑤	・支援文化施設における入場者数の増加(令和元年度比)	KPI ⑧	・[参考]日本と諸外国との文化交流の推進が「日本と諸外国との間の相互理解や信頼関係が深まり、国際関係の安定につながる」意義があると回答した人の割合 (R5 53.6%→R15年までの平均値増)

文化芸術活動基盤強化基金  
クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業

# 文化施設による高付加価値化機能強化支援事業

## 募集案内のポイント

令和6年5月

独立行政法人日本芸術文化振興会

### 文化芸術活動基盤強化基金の趣旨・目的

文化芸術活動基盤強化基金は、国からの補助金により、クリエイター・アーティスト等の育成及び文化施設の高付加価値化のために行う事業を実施するために設置された基金です。

我が国のマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等のコンテンツは、海外でも高く評価されており、国内市場にとどまらず世界に発信することにより、日本の成長力の強化にも資するものです。こうした中、次代を担うクリエイター等が、挑戦機会やサポート環境の不足等により、活動を断念したり、国外に拠点を移したりすることは、我が国の文化芸術創造やコンテンツ市場にとって大きな損失となります。

このため、マンガ、アニメ等をはじめとする各コンテンツ分野において、次代を担うクリエイター等の挑戦・育成を支援するとともに、その活躍・発信の場である文化施設の機能強化を支援することを目的に、本基金を活用して「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」を実施し、弾力的かつ複数年度にわたって支援を行います。

本事業の実施を通じて、グローバルに活躍できるクリエイター等の育成を推進し、各分野全体の文化芸術活動の活性化、国際的プレゼンスの向上に繋げることを目指します。

## はじめに②

### 事業メニュー

「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」は、2つの事業から構成されます。  
この資料は、このうち「文化施設による高付加価値化機能強化支援事業」について、  
募集案内のポイントを抜粋して説明するものです。

必ず、募集案内本体もお読みいただいた上でご応募ください。

事業名	メニュー名
クリエイター・アーティスト等育成事業	<u>クリエイター等育成プロジェクト支援（補助型）</u>
	<u>クリエイター等育成プログラム（委託型）</u>
文化施設による高付加価値化機能強化支援事業	<博物館・美術館等>
	<劇場・音楽堂等>

## 本事業の趣旨・目的

博物館や劇場・音楽堂等の文化施設について、グローバルに活躍する若手クリエイター・アーティスト等の育成の一環として、当該若手クリエイター等の「国内における活動の拠点」かつ「活動に対して新たな高い価値を付加する拠点」としての機能形成の推進を目的とした支援です。

博物館・美術館等については、育成対象の若手クリエイター等が生み出す作品を含め、施設が持つ価値（コンテンツ）のデジタル・アーカイブ化等を行いつつ、世界に強力に発信し、価値を高めるとともに、そうした価値に受け手を惹き付けるための計画に対し支援を行います。

劇場・音楽堂等については、世界的な活躍が見込まれる若手クリエイター等の活動拠点として、その育成を行いつつ、芸術性の高い作品の創作や国内外における公演活動、育成対象の若手クリエイター等を世界に強力に発信するための計画に対し支援を行います。

# 本事業の特徴

グローバルに活躍する若手クリエイター等の育成の一環として文化施設の機能強化を図ることを目的とした令和10年度までの複数年度にわたる実施計画に対して、弾力的かつ継続的に支援を行います。

## ・目標設定および複数年度の実施計画

応募に際しては、本事業の目的を十分に把握したうえで、**現状の課題とニーズを踏まえて、我が国の文化芸術を牽引しうるグローバルな人材の育成と、それらを通じた文化施設の機能強化について目標を設定し、その達成に向けた複数年の実施計画を策定し提出する必要があります。**

## ・【第Ⅰ期】と【第Ⅱ期】

本事業では複数年度にわたる実施計画に対して支援を行うことから、期間を【第Ⅰ期（～令和8年度）】と【第Ⅱ期（令和9年度～令和10年度）】に区分します。**本募集では【第Ⅰ期】について助成を実施します。**

## ・伴走型支援の実施

本事業の目的の実現に向け、各事業に対する「**伴走型支援**」を実施します。

採択事業の決定後、事業実施と並行して各文化施設との対話や現地確認を行いながら、**進捗管理及び必要な助言・相談等を行う**ことで、確実な目標達成を支援します。

また、これらの結果を文化庁・文化審議会へ報告し、必要な助言等を得ることも予定しています。

## ・各採択事業の成果検証

各文化施設から報告された内容や収集したデータ等に基づき、各採択事業の進捗の全体把握や成果の分析・検証を行う予定です。取りまとめた成果等の内容は【第Ⅱ期】の助成継続の判断に活用されるほか、文化庁へ報告されるとともに振興会ホームページ等でも公表予定です。振興会・文化庁で得られた分析結果や意見は各文化施設へもフィードバックされます。

## 助成の対象となる者

以下の要件を満たす者を対象とします。

### ◆ 博物館・美術館等

- (ア) 博物館（博物館法（昭和26年法律285号）第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第31条第1項に基づく博物館に相当する指定施設及び博物館と同種の事業を行う指定施設と同等以上の規模の施設）
- (イ) 自ら経理し、監査する会計組織を有し、適切な執行ができること。

### ◆ 劇場・音楽堂等

- (ア) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第1項に定める施設を設置する者又は運営する者
- (イ) 自ら経理し、監査する会計組織を有し、適切な執行ができること。

※ 実行委員会を組織している場合は、実行委員会名義での申請はできません。ただし、その委員会の中核となる団体（事業費を管理し、事業の実施に係る経理事務や活動を統括する等）が上記の要件を満たしていれば、その団体の名義をもって申請することができます。申請時に実行委員会の中核団体である旨を証明する書類（実行委員会組織に当たり、団体の担当する業務内容が明示された契約書等）の写しを提出していただきます。また、中核となる団体は事業の終了後も帳簿等を保管するものとし、後日、正当な理由がなく、中核となる団体に帳簿等が保管されていないことが判明した場合には、交付された助成金の返還を求められます。

## 対象となる実施計画①

若手クリエイター等の国内における活動・発信拠点となるべく、文化施設における育成力・創造力・発信力を強化する取組や、新たな高い価値を若手クリエイター等の文化芸術活動に付加する取組であり、

- ① 拠点形成のための事業
- ② 国内展示/公演
- ③ 海外展示/公演

の3つの事業類型で構成される、令和10年度までの複数年度にわたる実施計画を助成の対象とします。

【対象となる事業の例】 <博物館・美術館等>

- 若手クリエイター等の海外発信等を支援することを目的に、作品である博物館資料のデジタル・アーカイブ化と発信をするとともに、魅力的なデジタルコンテンツの作成とその展示を含めた博物館DXを強力に推進する取組。
- 若手クリエイター等の活動拠点として、若手クリエイター等の育成ノウハウの磨き上げを行い、国際的に活躍できる若手クリエイター等を輩出することができる博物館等として価値を向上させる取組。
- 若手クリエイター等と博物館等の連携・新たな創造活動により、博物館等を中心として地域・企業・個人等の様々なステークホルダーを巻き込み、若手クリエイター等の新たな活躍の場を提供する取組。

<劇場・音楽堂等>

- 長期雇用や複数年契約などにより、若手クリエイター等が継続して創造発信する場の提供を行い、育成するとともに、新たな演目を創作し、自館における公演や国内における巡回公演、共同制作公演、海外公演等を実施する取組。また、公演後に批評等を踏まえ改訂（磨き上げ）を行う等、演目の芸術性向上への取組。
- 育成した若手クリエイター等の海外発信を支援するため、若手クリエイター等の活動や魅力、公演映像等を収めた映像資料等を作成し、海外の劇場や芸術祭等へのプロモーション活動を実施する取組。

## ◆事業期間

令和6年度～令和10年度末までの5か年実施計画の下、今回の募集では「**令和6年内定日～令和8年度末部分（【第Ⅰ期】）**」について助成を行います。

※「令和9年度～令和10年度部分（【第Ⅱ期】）」については、令和8年度末までに有識者等による【第Ⅰ期】の活動状況・成果等の検証・評価を行い、その結果を踏まえて、助成継続の可否を判断する予定です。**【第Ⅰ期】の成果が不十分と判断される場合は、【第Ⅱ期】の助成が認められない場合があります**のでご注意ください。

※ 国の予算措置の状況によっては【第Ⅱ期】の助成が行われない場合があります。

## 対象となる実施計画②

### ◆育成の対象となる若手クリエイター等

「若手」の定義は分野やジャンルで異なることから、若手クリエイター等の年齢・経験等は要件として定めませんが、既に十分な海外知名度を有する者・活動の基盤が海外にある者等については本事業の趣旨に鑑み、審査において対象外とする場合があります。

若手クリエイター等は、応募時点で本人同意のもと、**実施計画への具体的な記載**を原則必須とし、採択後に選抜等を行うため応募時点で対象者が未定の場合は、育成対象者の**人数や選考方法・選考基準（理由）・選考者等を具体的に記載**してください。

#### ○ 若手クリエイター等の例

＜博物館・美術館等＞

画家、工芸作家、彫刻家、現代アーティスト、デジタルクリエイターなどのほか、資料の活用や魅力的な展示を行うディレクターやキュレーターなどの人材も想定しています。

＜劇場・音楽堂等＞

実演家（俳優、舞踊家、演奏家、声楽家等）、演出家、指揮者、劇作家、作曲家、振付家、アートマネジメント人材、翻訳家、評論家、各種デザイナー・プランナー、技術スタッフ（舞台監督・音響・照明・美術・衣装・メイク・映像・特殊効果等）等

- ※ 個人だけでなく、複数人によるチームも育成の対象としますが、適切な人員体制となっているかも含めて審査します。
- ※ 若手クリエイター等は、原則、日本国籍又は日本の永住資格を有する者とします。
- ※ 助成対象期間中の若手クリエイター等の変更は原則として認められません。
- ※ 応募者は採択事業終了後も育成対象者の活動状況を把握し、振興会または文化庁より求められた場合は速やかにこれを報告できる体制を整えてください。

# 助成金の額

助成金の額は、助成対象期間内の事業にて発生した、**助成対象経費の合計額（※1）×補助率の範囲内、かつ自己負担金（※2）の範囲内**とします。

（※1）課税事業者の場合は、助成対象経費の合計額から消費税および地方消費税相当額を控除した額を指します。

（※2）助成対象経費及び助成対象外経費の合計額から自己収入額（入場料、他の助成金等）を除いた額を指します。

- 事業予算の制約上、**助成対象経費の合計額満額が助成されるとは限りません。**
- 助成金交付内定後に助成対象活動の内容や助成対象経費に重大な変更が生じた場合には、採択した活動とは同一のものとは認められず、文化芸術活動基盤強化基金助成金交付要綱等に基づき、助成金の交付ができないことや助成金の減額を行うことがありますので、ご注意ください。

◆ 各事業類型により、助成対象経費の補助率が異なります。

事業類型	補助率	
	国立文化施設	国立文化施設以外
① 拠点形成のための事業	10 / 10	
② 国内展示/公演	1 / 3	1 / 2
③ 海外展示/公演	2 / 3	

◆ 【第I期】（令和6年度～令和8年度）の助成金の上限額は、事業規模に応じて下記のとおりとします。

規模	小規模	中規模	大規模
上限	40,000千円	150,000千円	300,000千円

※ 複数の規模に申請（併願）することが可能です。

## 助成対象経費

要望書に記入した実施計画を実施するに当たり直接的に係る以下の経費で、助成を行うことが適当であると認められ、かつ、【第I期】中（内定日～令和9（2027）年3月31日）に助成対象施設が自ら支払った経費であることが銀行振込明細書等により確認できるもの。

各経費の支払先、単価・数量、支払額は、記載漏れのないよう注意してください。

細目	内訳
作品料・文芸費・企画制作費	作品制作料、作品借料、作品保険料、作品制作材料費、脚本・台本料、脚色料・補綴料、ドラマツルク料、演出料、演出等助手料、構成料、監修料、振付料、舞台監督料、各種プラン料、バレエマスター・バレエミストレス料、各種指導料、字幕・音声ガイド作成料、コーディネート料、権利使用料、舞台美術・衣裳等デザイン料、翻訳料、手話通訳料、プロンプター料、原稿料、原作用料、企画制作費等
展示・舞台費	大道具費、人形費、小道具費、衣裳費・装束費、衣装スタッフ費、かつら（床山）費、メイク費、照明スタッフ費、音響スタッフ費、映像スタッフ費、特殊効果スタッフ費、履物費、照明費、音響費、特殊効果費、映像費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台・展示設営費、衣装メンテナンス費等
出演費	出演料、指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、エキストラ料、稽古・リハーサル料等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、稽古ピアニスト料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
運搬費	作品等の国内運搬費、国際運搬費（カルネ申請費を含む）、海外現地運搬費、楽器運搬費等
会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）、本事業のために直接使用する展示に関する経費、会場設営費、会場撤去費、稽古場借料、警備費等
人件費	給料、社会保険料、労災保険料等

細目	内訳
旅費	航空運賃、鉄道・バス・船舶等の運賃、空港使用料等、宿泊費、日当、バス借上げ費、車両費、ビザ取得経費（対象となった展示・公演等の実施期間のみ有効なビザに限る。）等
報償費	原稿執筆謝金、通訳謝金、翻訳謝金、会場整理員謝金・賃金、医師・看護師謝金、要約筆記謝金、各種審査謝金、託児謝金、講師謝金、実技指導謝金、アルバイト謝金、調査データ入力・集計・分析を行う者に係る謝金・賃金等
宣伝費	広告宣伝費、プロモーション費、マーケティング費、効果検証費、WEBページ作成・利用料、入場券等販売手数料、案内状送付料等
印刷費	ポスター印刷費、チラシ印刷費、プログラム印刷費、台本印刷費、資料印刷費、入場券印刷費、活動記録誌・調査研究に係る報告書等の印刷費、各種デザイン料等
動画制作費	動画制作費、動画編集費、動画配信費、権利使用処理費等
雑役務費	録画費、録音費、写真費、教材費、デジタル・アーカイブ費用、デジタルコンテンツ作成費（育成対象者プロモーション等）、取材費、入場・見学料、資料購入費、会議費、保険料等
委託費	特定の業務を他の者に委託する際の経費（ただし、その内訳は上記の細目に該当する経費に限る。）

## 評価指標及び目標値の設定

本事業では、採択事業が本事業の趣旨・目的を踏まえた適切なものとして実施されているかを分析・検証するための材料として、**各採択事業において、実施状況・実施内容に対する「評価指標」及びその「目標値」をあらかじめ設定し測定する**必要があります。事業の計画及び実施にあたっては、これらの定量的または定性的な評価指標を意識した取組が求められます。

本事業におけるアウトプット（活動目標）・アウトカム（成果目標）を整理したロジックモデルをウェブサイトに表示していますので、ご参照の上、各採択事業の特色も踏まえた評価指標等の設定を検討してください。

（文化施設による高付加価値化機能強化支援事業ロジックモデル） [kibankikin\\_bunkashisetsu\\_logicmodel.pdf \(jac.go.jp\)](http://kibankikin.bunkashisetsu.logicmodel.pdf(jac.go.jp))

### 【第I期】令和8年度（3年目）まで

1. 基礎データ …… 開館日数、年間事業本数、展覧会事業データ（展覧会開催数、入館者数）、公演事業データ（公演回数、入場者・参加者数、入場者・参加者率等）
2. 評価指標 …… 下記必須項目以外については、項目例を参考に応募者で設定してください。

#### 〔評価指標（必須項目）〕

- ◇ 文化施設の展示・公演活動に対する専門誌・専門家・批評家等による評価数（高評価）
- ◇ デジタル作品（デジタル・アーカイブ化含む）の発信数 ※劇場・音楽堂等は実施計画に記載のある場合

#### 〔評価指標（その他、成果の把握に際して必要となる項目例）〕

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 育成対象の若手クリエイター等の国内外の賞の受賞・ノミネート数    | <input type="checkbox"/> 自主事業による継続的な上演回数     |
| <input type="checkbox"/> 展示/公演活動の収益率（率：入場料収入/経費）           | <input type="checkbox"/> 国内外からのコンテンツへのアクセス数  |
| <input type="checkbox"/> 収入の多様化                            | <input type="checkbox"/> クリエイター等との提携件数       |
| <input type="checkbox"/> コンセプション等民間企業のノウハウを活用した販わいの創出への取組数 | <input type="checkbox"/> クリエイター等との共同制作数      |
| <input type="checkbox"/> 自主事業による新たな育成の実施数                  | <input type="checkbox"/> クリエイター等の雇用数         |
| <input type="checkbox"/> 他館への波及・普及展開数                      | <input type="checkbox"/> その他、応募者が設定する独自の評価指標 |

# 審査基準

## 組織・体制

- ア 過去の事業実績が国内もしくは海外から高い評価を受けており、今後も我が国の文化芸術界を牽引することが期待できる文化施設であること
- イ 組織運営体制が確立されており、財務や活動環境が透明かつ適正であること

## 計画内容

### 基礎的事項

- ウ 実施計画の趣旨・目的や計画構想、成果目標値の設定が明確かつ適切であり、グローバルに活躍する人材の育成や海外展開に資するものであること。これにより、文化施設の機能強化が期待できること
- エ 国際的なネットワークを有しており、海外との交渉やプロモーション等にあたり必要となるノウハウや人材を有していること
- オ 国内外の批評家、専門家等の招聘・派遣などにより評価を得ることが計画されていること
- カ 事業の規模や収入等に照らし、予算規模が適切であること

### 育成計画

- キ 起用する若手クリエイター等（育成対象者）の選定の方法・基準（理由）・選考者等が明確かつ適正であり、国際的に活躍することが期待できること。これにより、文化施設の機能強化が期待できること
- ク 指導者等に当該分野において国際的な実績や高い専門性が認められること
- ケ 国内外の関係者・団体等との連携・協力体制が十分であり、育成方法が効果的であると認められること

### 展示・公演等計画

- コ あらゆるステークホルダー（自治体、企業、コミュニティ、他の文化施設、教育機関等）との事業連携・協力の努力が認められ、社会的価値や経済的価値への創出に貢献することが期待できること
- サ 展示・公演等の内容が、若手クリエイター等の育成に資するものであること
- シ 展示・公演等の内容が、高度な芸術性・創造性・新規性を有することが期待できること
- ス 事業収入のほか、各種助成金や寄附金・協賛金等の獲得が期待できること
- セ 海外に広く開かれ、多くの観客の参加により行われる展示・公演等が計画されていること
- ソ 展示・公演等の実施にあたり、ターゲットを明確に設定し、若手クリエイター等の育成や海外展開に効果的な広報やマーケティング・プロモーション・分析等が計画されていること

## 社会性・経済性・発展性

- タ 本事業で得られたノウハウやネットワークを活用し、本事業終了後も継続的に、当該分野においてグローバルに活躍する人材の育成や海外展開に貢献することが期待できること
- チ 育成対象者の国際的な活躍や、文化施設の国内外における評価の高まりにより、我が国の文化芸術の評価や国際的プレゼンスの向上、文化芸術を通じた相互理解の促進、コンテンツ市場の拡大等につながることを期待できること

## 応募に当たっての留意事項①

### ◆助成の対象とならない活動

以下の活動は原則として助成の対象となりません。

- 慈善事業への寄附を目的として行われる活動
- 特定の企業名等を事業名に付した公演（いわゆる「名称冠公演」）  
※ ネーミングライツにより施設名に企業名が入る場合を除きます。
- 文化施設が企画・制作に関与せず、制作業務等全般を外部団体に委託する活動
- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 独立行政法人日本芸術文化振興会と共催する活動  
※ 共催しない場合でも、振興会に支払う経費は計上できません。ただし、振興会が設置・運営する劇場で実施する活動に係る会場使用料、付帯設備使用料及び稽古場借料並びに技術提供等に関する経費等は計上できます。
- 文部科学省・文化庁・外務省等の補助金や国の行政機関の委託費等が支出される活動
- 当該博物館などの収蔵品（寄託品を含む）のみの展示（常設展）

## 応募に当たっての留意事項②

### ◆他の助成事業等との重複応募・重複助成

- 本事業に応募する実施計画の全部または一部について、**本基金の別事業である『クリエイター・アーティスト等育成事業』に重複して応募することはできません。**

その他、国の行政機関の委託事業費等が支出される活動についても応募することはできません。

- 本事業に応募する実施計画の全部または一部について、**振興会が行う他の助成事業、文部科学省・文化庁・外務省等の補助事業と重複して助成を受けることはできません。**

※既にこれらの事業の内定／採択が決定している場合に**重複して応募することは可能**ですが、本事業に採択され、本事業による助成を受ける場合には、既に内定／採択が決定している他事業については申請取下げなどの対応が必要です。

- **応募者とは異なる主催者が振興会や文化庁より補助金等を受ける場合**についても、**日程及び内容が重複する活動は実施計画に含めることができません**（助成の対象となる経費が重複しない場合についても同様です。）。

# 提出書類

## ◆ 提出書類

### 1. 要望書 ※定型様式

- 様式第1号（第3条関係）
- 様式1-1 実施計画等
- 様式1-2 評価指標 ※博物館・美術館等と劇場・音楽堂等でシートが異なります
- 様式1-3 各年度収支
- 様式1-4 R6\_個表
- 様式1-5 R7\_個表
- 様式1-6 R8\_個表
- 様式1-7 文化施設の基本情報

### 2. その他資料 ※任意様式

- 財務諸表（貸借対照表、収支計算書）及び事業報告書  
※ ウェブサイト上で公開していない団体のみ提出、決算が終了した直近の年度のもの
- 令和5年度の主な主催事業・展覧会活動に関するチラシ等  
※ 年間の主催事業/展覧会活動がわかる資料（年間スケジュール、イベントラインナップ）で代用可能
- 文化施設の運営者の定款又はこれらに類する規約等

# 応募方法

## ◆書類提出に当たっての留意事項

- 要望書は定められた様式を振興会のウェブサイトからダウンロードして使用してください。  
(<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html>)  
適切でない様式で提出された場合、受付ができない場合があります。
- 本事業の要望書は**所定の受付期間**に、**オンラインフォームからの申請**により受け付けます。その他の方法による提出（紙媒体による要望書の郵送、メール送付、FAX等）は原則として認められません。また、**受付期間を過ぎての提出は一切認められません**。
- **一旦提出された書類については原則として修正や再提出を行うことはできません**。また、基本的に**振興会から補正を求めることはしません**ので、書類の作成に当たっては、不備のないよう注意してください。
- 不備や空欄の多い状態で提出された要望書は、受付ができない場合があります。
- 提出した要望書様式等については、必ずデータ提出した原本を保管してください。

## ◆応募方法

以下のページより応募受付フォームに進み、提出書類一式をアップロードしてください。

<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html>

## 応募相談・応募期間

**<提出受付期間> 令和6年6月12日（水）10：00～6月20日（木）17：00**

※受付期間を過ぎてからの提出はできません。

※提出期間最終日はサーバーの混雑が予想されますので、期日に余裕を持ってご提出ください。

※データの送信が正常に終了すると、確認メールが届きます。メールが届かない場合には、処理が正常に終了していない可能性がありますので、メールの到達を必ず確認してください。

要望書の提出及び記入等についてご不明な点がある場合は、以下のページ内の「お問い合わせフォーム」よりご相談ください。

お問い合わせについては、**令和6年6月11日（火）17：00到着分まで**受け付けます。

お問い合わせフォーム	<a href="https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html">https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html</a> (※上記ページ内「お問い合わせ」より)
所在地及び担当部課	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 (独)日本芸術文化振興会 基金部 文化芸術活動基盤強化基金担当
E-mail	kiban-kikin@ntj.jac.go.jp

**【お問い合わせ先】**

独立行政法人日本芸術文化振興会  
基金部文化芸術基盤強化基金担当

<https://www.ntj.jac.go.jp/topics/kikin/2024/3138.html>

(※上記ページ内「お問い合わせ」より)